

平成 2 7 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成27年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年4月16日（木） 午後1時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 山 元 行 博 君
委員長職務代理者 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 高 野 敦 子 君
委員（教育長） 具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 大 橋 修 二 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 樋 口 弘 造 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 木 村 均 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局副部長 小 西 敏 広 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局副理事 半 沢 芳 寛 君
子ども未来創造局
学 校 教 育 室 長 石 橋 充 久 君
子ども未来創造局副理事
兼教育センター所長 南 山 晃 生 君
子ども未来創造局副理事
兼 早 期 療 育 室 長 稲 野 文 雄 君
子ども未来創造局副理事 斉 藤 堅 造 君
教 育 政 策 室 長 村 田 麻 子 君

教育政策室担当室長	野津麻衣君
教職員人事室長	巢組悦子君
人権施策課長	柴田大君
学校教育室担当室長	高岡真仁君
学校生活支援課長	
兼広域学校生活支援課長	坪田忠宏君
学校生活支援課	
青少年育成室長	一階世志明君
学校給食室長兼子育て支援課	
幼児教育保育室担当室長	佐治功君
子育て支援課長	
兼広域子育て支援課長	西尾直人君
子育て支援課幼児教育保育室長	
兼広域幼児育成課長	今中美穂君
文化国際室長	前田一成君
生涯学習・市民活動室長	小林和幸君
天然記念物室長	岩永幸博君
保健スポーツ課長	谷尾吉章君
中央図書館長	大迫美恵子君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事	吉川顕正君
教育政策室参事	松野真里君
教育政策室	巢組裕子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件
- 日程第 5 箕面市教育センター条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立青少年指導センター条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市社会教育委員会議規則改正の件
- 日程第 8 箕面市立郷土資料館条例施行規則改正の件
- 日程第 9 箕面市立公民館条例施行規則改正の件
- 日程第 10 箕面市立図書館処務規則改正の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程改正の件
- 日程第 12 箕面市教育・医療支援システム会議設置要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市社会教育事業補助金要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市立学校管理運営規則の一部を改正する規則
- 日程第 17 箕面市教育委員会職名規則の一部を改正する規則
- 日程第 18 箕面市教員資質諮問委員設置要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件
- 日程第 20 箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件
- 日程第 21 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 日程第 22 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 23 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 24 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 25 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 26 箕面市支援保育実施要綱改正の件
- 日程第 27 箕面市幼稚園支援教育実施要綱改正の件
- 日程第 28 箕面市保育所における保育の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 29 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 30 箕面市スポーツ推進委員解職及び委嘱の件
- 日程第 31 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 32 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 33 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 34 箕面市立学校元教諭からの退職手当不支給処分に対する審査請求

にかかると箕面市長の裁決についての報告の件

日程第 35 教育長報告

日程第 36 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件

(午後 1 時 30 分開会)

○委員長 (山元行博君) : ただ今から、平成 27 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長 (山元行博君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 6 名で、本委員会は成立しました。

○委員長 (山元行博君) : それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において中委員を指定します。

○委員長 (山元行博君) : 議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第 34、報告第 46 号「箕面市立学校元教諭からの退職手当不支給処分に対する審査請求にかかると箕面市長の裁決についての報告の件」は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開とし、日程第 2、報告第 15 号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」から日程第 33、報告第 45 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」、日程第 35、「教育長報告」及び追加議案、日程第 36、議案第 55 号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」までを先に審議した後に、当該人事案件を審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長 (山元行博君) : 異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、日程第 34、報告第 46 号以外の案件を先に審議の後、当該案件については非公開で審議することといたします。

○委員長 (山元行博君) : それでは次に、日程第 2、報告第 15 号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、日程第 3、報告第 16 号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」、日程第 4、報告第 17 号「箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件」、日程第 5、報告第 18 号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」、日程第 6、報告第 19 号「箕面市立青少年指導センター条例施行規則改正の件」日程第 7、報告第 20 号「箕面市社会教育委員会会議規則改正の件」日程第 8、報告第 21 号「箕面市立郷土資料館条例施

行規則改正の件」、日程第9、報告第22号「箕面市立公民館条例施行規則改正の件」、日程第10、報告第23号「箕面市立図書館処務規則改正の件」、日程第11、報告第24号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程改正の件」、日程第12、報告第25号「箕面市教育・医療支援システム会議設置要綱改正の件」、日程第13、報告第26号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」、日程第14、報告第27号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件」及び日程第15、報告第28号「箕面市社会教育事業補助金要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：報告第15号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」から報告第28号「箕面市社会教育事業補助金要綱改正の件」までの案件につきましては、市全体の組織機構の見直しにあわせ、教育委員会事務局の組織機構及び役職を見直そうとするものです。一括して提案理由とその内容をご説明いたします。まず、報告第15号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」につきましては、箕面市教育委員会事務局の組織機構及び役職の見直しに伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。次に、報告第16号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」、報告第17号「箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件」、報告第18号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」、報告第19号「箕面市立青少年指導センター条例施行規則改正の件」、報告第20号「箕面市社会教育委員会議規則改正の件」、報告第21号「箕面市立郷土資料館条例施行規則改正の件」、報告第22号「箕面市立公民館条例施行規則改正の件」、報告第23号「箕面市立図書館処務規則改正の件」、報告第24号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程改正の件」、報告第25号「箕面市教育・医療支援システム会議設置要綱改正の件」、報告第26号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」、報告第27号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件」、報告第28号「箕面市社会教育事業補助金要綱改正の件」につきましては、いずれも箕面市教育

委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正に伴い、役職名を改めるものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第15号から報告第28号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第16、報告第29号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」、日程第17、報告第30号「箕面市教育委員会職名規則改正の件」及び日程第18、報告第31号「箕面市教員資質諮問委員設置要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：まず、報告第29号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」につきましては、学校図書館法の改正、箕面市教育委員会事務局職員の役職の見直し等に伴い、関係規定を整備するため、箕面市立学校管理運営規則の改正を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。次に、報告第30号「箕面市教育委員会職名規則改正の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校図書館法の改正等により、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会職名規則の改正を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。次に、報告第31号「箕面市教員資質諮問委員設置要綱改正の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、箕面市教員資質諮問委員設置要綱の改正を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第29号から報告第31号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（山元行博君）：次に、日程第19、報告第32号「箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件」、日程第20、報告第33号「箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件」、日程第21、報告第34号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」、日程第22、報告第35号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」及び日程第23、報告第36号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：報告第32号「箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件」、報告第33号「箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件」、報告第34号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」、報告第35号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」、報告第36号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」につきまして、一括して提案理由とその内容をご説明いたします。本件はそれぞれの報告議題に際しまして、いずれも就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴う関係規定の整備及び箕面市立箕面文化・交流センター、箕面市立生涯学習センター、箕面市立図書館においてその他の関係規定を整備するため、規則の一部を改正する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第32号から報告第36号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第24、報告第37号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第25、報告第38号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」、日程第26、報告第39号「箕面市支援保育実施要綱改正の件」、日程第27、報告第40号「箕面市幼稚園支援教育実施要綱改正の件」及び日程第28、報告第41号「箕面市保育所における保育の実施に関する要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 報告第37号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、報告第38号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」、報告第39号「箕面市支援保育実施要綱改正の件」、報告第40号「箕面市幼稚園支援教育実施要綱改正の件」、報告第41号「箕面市保育所における保育の実施に関する要綱改正の件」につきましては関連案件ですので一括して提案理由とその内容を説明いたします。報告第37号から報告第41号につきましては、いずれも平成27年4月1日付けで規則及び要綱を改正する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第37号から報告第41号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第29、議案第54号「箕面市奨学生選

考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、箕面市奨学資金貸付基金条例に基づき、奨学生を決定するために設置している箕面市奨学生選考委員会の委員である若狭周二氏から、去る3月31日付で辞職願が提出されましたので、これを承認の上、解職するとともに、その後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、里村潔氏を、箕面市奨学資金貸付基金条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき任命することを提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第54号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第30、報告第42号「箕面市スポーツ推進委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ課長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ課長： 本件は、箕面市スポーツ推進委員1名から辞職願が提出されたことに伴い、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、新たな委員を委嘱する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第42号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第31、報告第43号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。

○子ども未来創造局天然記念物室長： 本件は、大阪府の人事異動により、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員から辞職願が提出されたことに伴い、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づき、新たな委員を任命する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会

議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第43号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第32、報告第44号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は3月31日付けの退職や4月1日付けの人事異動等に伴い発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第44号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第33、報告第45号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る3月16日に開催されました平成27年第3回箕面市教育委員会定例会及び3月24日に開催されました平成27年第1回箕面市教育委員会臨時会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定により、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第45号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承

認されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、冒頭で議決されましたとおり、順番を変更しまして日程第35「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（具田利男君）：まず教育委員さんの動きですが、3月2日に第四中学校を訪問しました。これは、第四中学校において問題行動が起きたことに関して教育委員として直接現場を見て、学校長と直接意見交換などをしたい、ということで訪問しました。8日には、彩都の丘学園のPTAの役員さんと意見交換をしていただいて、これでひととおりPTAとの意見交換は一巡したことになります。また13日、18日とそれぞれ小・中学校、小中一貫校の卒業式がございました。それから2月から引き続き開催されました箕面市議会定例会につきまして、常任委員会と本会議での一般質問がございましたが、記載のとおりでございます。報告にはないのですが、新聞等にございましたように、3月の下旬から4月にかけて、高校入試の調査書の評定についていろいろと紆余曲折がありました。3月の後半には、一旦大阪府教育委員会は3年生の評定についての方針について決定をするということで担当職員を集めて説明会を開きました。しかしその後、全国学力調査、いわゆる全国学テの成績を使って内申書の評定を調整するというのを、4月10日の教育委員会会議で決定されたということで、また覆す形となりました。我々教育長に対しては、その際全教育長を集めての説明会がなかったのですが、実は今日この後説明会があるということです。その都度学習会の中では入手した情報についてはご説明、ご報告してきたと思いますが、今日の説明会で聞く内容も併せて、最終的な今年度の高校入試の調査書に関する実施内容について、改めて報告をしたいと思います。
- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、次に、追加議案第1号、日程第36、議案第55号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。
- 子ども未来創造局教職員人事室長：本件は、箕面市立学校教職員の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対し諮問を行うことにつきまして、提案するものです。
- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第55号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可

決されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第34、報告第46号「箕面市立学校元教諭からの退職手当不支給処分に対する審査請求にかかる箕面市長の裁決についての報告の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局は、退席してください。

（報告第46号に係る報告）

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案2件、報告32件は、すべて議了いたしました。
- 委員長（山元行博君）：これをもちまして、平成27年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後14時12分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

中 享子